

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 29 年 10 月 20 日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、次のとおりであり、本件処分を違法又は不当と主張している。

年金ぶんのお金はもらいたい。政府がやっている経済政策とも矛盾する。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年3月13日	諮問
平成30年5月22日	審議（第21回第2部会）
平成30年6月19日	審議（第22回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と定める。

保護の補足性を定める法4条の規定は、法の基本原理のひとつであると法5条は定めている。

法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とする。

- (2) 生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「事務次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)）。

また、「・・・国民年金法・・・等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給

額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・ア）。

そして、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、「当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、・・・収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を發して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。）」とされている（局長通知第10・2・(8)）。

事務次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、本件申告書に基づき、請求人に対して老齢基礎年金が平成29年10月から支給されることを確認し、同月に支給される年金収入額39,279円を同月及び翌11月（次回支給月の平成29年12月の前月）に分割して各月それぞれ19,639円（小数点以下切捨て）を収入認定した（局長通知第8・1・(4)・ア）。

この収入認定に伴い、請求人に対する保護費は、平成29年10月分は、世帯基準額135,990円から同月分として収入認定した19,639円を減じた116,351円となり（同月分の保護費は収入認定した時点で既に支給済みであったため、収入認定したことにより19,639円が過払いとなるが、処分庁は、同月分の支給額を遡及して変更することはせず、同額を翌11月

分に充当することで請求人に返還を求めた（局長通知第8・1・(8)）。）、平成29年11月分は、世帯基準額138,570円（135,990円＋冬季加算2,580円）から11月分として収入認定した19,639円を減じ、さらに10月分の過払いを翌11月分に収入充当した19,639円を減じた99,292円となった（この額から、介護保険料2,500円を代理納付するので、請求人に実際に交付される額は96,792円である。）。

そうすると、本件処分は、保護の補足性の原則に基づき、請求人に対して平成29年10月に支給された年金額（39,279円）を、次回支給される12月までの各月（10月及び11月）に分割して収入認定し（収入認定額は各月19,639円）、これに伴って、請求人に対する10月分及び11月分の保護費を減じたものであり、上記1の法令等の定めに従ってなされたものと認められる。

また、本件処分は、10月分の保護費について収入認定額の19,639円を減じ（同額は翌11月分に収入充当）、11月分の保護費について収入認定額19,639円のほかに10月過払額の収入充当分19,639円の計39,278円を減じていることから、収入認定に伴う保護費の算定に違算は認められない。

したがって、本件処分に違法・不当な点があるとは認められず、本件処分の取消しを求める請求人の主張は理由がない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、法4条は保護の補足性を基本原理として定めているところ（上記1・(1)）、請求人が収入申告した年金は、請求人の利用し得る資産として請求人の最低限度の生活の維持のために活用されるべきものであり、法による保護は、それによってもなお最

低限度の生活を維持するに不足する場合、その不足分の限度で実施すべきこととなる。

受給した年金分の保護費の支給を求める請求人の主張は、立法論又は政策論であると解され、一般的にこのような主張は、法令の規定に基づいてなされた本件処分の適否を左右するものではない。

そもそも、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令の規定ないし法令に基づく制度そのものに対する不服について、本件処分を取り消す理由として認める等のことはできない。

したがって、当審査会においても、審査庁の権限を超える内容の答申を出すことは、もとよりできないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来